



インスピレーションになるう

国際ロータリー第2740地区 長崎北東ロータリークラブ

2017~2018年
週報第24号
(通算2102号)

例会:平成30年1月16日

四つのテスト

- 言行は、これに照らしてから
1. 真実かどうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるかどうか



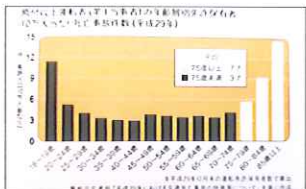
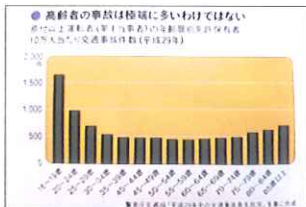
高野会長
辻村 榮蔵

会長挨拶 久保田 和典

年齢別ドライバーの事故

◎高齢者は本当に事故を起こしやすいのか？

現在世間でよく取り上げられております、逆走・ペダル踏み間違い等などの、高齢者による重大事故が、大きく報道されておりますが…高齢者の運転について研究・提言を行うNPO法人高齢者安全運転研究会によると、『高齢者=危険』と言う構図がクローズアップされがちな現況に違和感があると、提言されてます。『高齢者と言っても状況は人によって異なり、年齢だけでは一概に線引きできるものではありません。昨今は高齢者というだけで、危ないから免許を返納すべきと言う風潮がある。』と言っています。実際は高齢ドライバー(65歳以上)の事故件数は、平成25年から4年連続で減少しております。最も事故を起こす割合が高いのは16~19歳、30歳~74歳はむしろ低い年代ですが、75歳以上になると、死亡事故が極端に多くなります。75歳以上になると死亡事故が増えるのは、実は他人を死亡させるばかりではなく、事故を起こした本人が死亡することが多くなるためのようです。40歳代でも半数以上が運転の衰えを感じているようです!!ただし、逆走とペダル踏み間違いは75歳以上からが圧倒的に増加しています!!



- 動静不視認…相手車両の存在は認識していたものの、これくらい大丈夫だろうと運転して事故に繋がることです。
- 安全不確認…一時停止や徐行

最大の問題とされています。そこで補償運転を心がけましょう!

◎補償運転とは、

- 『雨の日や夜間に物が見えにくくなってきた』⇒「雨の日は運転をしない!!」
 - 『歩行者に気付くのが遅くなった』⇒「速度を落として余裕を持つ!!」
- など、苦手を感じる状況を避ける、安全ゆとり運転の事です。高齢者にとって、運転は単なる移動手段ではなく、脳を活性化するためのコミュニケーションツールと言われており、社会とつながる手段でもあります。安全に“運転寿命”を延ばすことは、豊かな人生を過ごすこととなると思われます。そして、裏事情としては、運転する人がいなくなると自動車産業は元より部品メーカー等の関連企業、およびそれに付随する産業(道路・観光等その他、細かく言いますと、修理工場・ガソリンスタンド・JAF(日本自動車連盟)そして保険等の仕事がなくなってしまいます。そのため、安全運転を啓蒙している事情もあるようです。皆さん、年齢に関係なく、『補償運転』を心がけ、いつまでも自動車保険に加入し続けてください…(笑)

One for all All for Rotary

【幹事報告】

- 2月6日(水) 職場訪問 三重下水処理場の見学
12時45分現地集合 お弁当がありますので、出欠をお願い致します。
- 次年度地区公共イメージ委員に ガバナーエレクト事務所より、山口孝佳会友へ依頼があり、山口会友の承諾をへて、当クラブより推薦させて頂きました。
- 2月11日(祝日・月)は 長崎北東ロータリークラブ会長杯 長崎県高等学校ラグビーフットボール三地区対抗戦。IMもお昼よりあります。ラグビーの出欠をお願い致します。
- アンケートを配布いたしました。2月末までに返却を。



幹事
田中 徳之

今後の予定

- 1月23日(水) 米山奨学生 卓話・ファン ティ マイ ツウンさん
- 1月30日(水) 卓話・(株)松本紙店 専務取締役 森 由美子様
- 2月6日(水) 職場訪問 長崎市三重下水処理場

ニコニコBOX

久保田: 本日は長崎税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官 井手口 健様、来年変更の消費税の軽減税率等の



長崎税務署 法人課税 第1部門 統括国税調査官 井手口 健様

軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税率が地方消費税の税率であるから10%に引き上げられると同時に、消費税率の軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度の趣旨は、消費者の負担を軽減し、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の取扱いとなります。

軽減税率(8%)の対象品目:

- 食料・飲食料品(酒類を除く)
- 酒類(ビール類を除く)
- 酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料とを指します。軽減税率の対象品目とは、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の取扱いとなります。

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料とを指します。軽減税率の対象品目とは、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の取扱いとなります。

軽減税率制度ってなに?

軽減税率の対象品目とは?	平成31年10月1日(2019年10月1日)から適用されます。
税率は?	標準税率(10%)と軽減税率(8%)の2種類があります。
軽減税率の対象品目とは?	酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

日々の取引や経理にどのような影響があるの?

日々の業務で対応が必要となること

- 軽減税率(8%)と標準税率(10%)の適用税率の区別が必要
- 軽減税率(8%)と標準税率(10%)の適用税率の区別が必要
- 軽減税率(8%)と標準税率(10%)の適用税率の区別が必要

軽減税率(8%)と標準税率(10%)の適用税率の区別が必要

軽減税率(8%)と標準税率(10%)の適用税率の区別が必要

軽減税率の対象品目①

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目に限ります。

軽減税率の対象品目

食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

軽減税率の対象品目②

軽減税率の対象品目とは、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

軽減税率の対象品目とは?

軽減税率の対象品目は、食料・飲食料品(酒類を除く)と、酒類(ビール類を除く)と、酒類(ビール類を除く)の製造工程に用いる材料(ビール類を除く)です。

日々の業務で対応が必要となることとは?

軽減税率の対象品目の区別が必要

軽減税率の対象品目の区別が必要

軽減税率の対象品目の区別が必要

軽減税率の対象品目の区別が必要

1月にお祝いを迎えられる方

誕生日をお迎えになられた会友

結婚記念日をお迎えになられた会友

クリスマスプレゼント